

令和5年度 固定資産課税台帳  
の閲覧、縦覧帳簿の縦覧

**固定資産課税台帳の閲覧**  
**対** 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人や借地借家人などの関係者  
**時** 4月3日(月)から(土・日・祝日を除く)午前9時～午後5時30分

**手数料** 縦覧期間中は無料  
**備** 新年度の納税通知書に添付の「課税明細書」でも課税内容が確認できません。借地借家人などの関係者は、本人確認書類と併せて、その権利を証する書類(賃貸契約書の写しなど)が必要です。

**縦覧帳簿の縦覧**  
 縦覧とは、市内に土地または家屋を所有する固定資産税の納税義務者が、自己の土地または家屋の価格とほかの土地または家屋の価格を比較することを通じて、価格が適正であるかどうかを確認する制度です。

**対** 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人など  
**時** 4月3日(月)～5月31日(水)(土・日・祝日は除く)午前9時～午後5時30分

国民健康保険の資格取得・喪失の  
届け出は14日以内に

次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険の資格取得または喪失の届け出を行わなければなりません。届け出は、該当した日の翌日から14日以内に行う必要があります。

- 資格取得の届け出が必要な場合**
- 退職などで職場の健康保険を脱退した場合
  - 職場の健康保険の被扶養者からはずれる場合
  - 生活保護が廃止された場合
- 注** 14日以内に届け出を行わなかった場合は、資格取得の届け出が必要な場合に該当した日から届け出を行った日の前日までにかかった医療費が全額自己負担(10割負担)となる場合があります。
- 国民健康保険の資格は、届け出が遅

市民相談(3月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

**女性のための悩み相談**(1人50分)  
 心理臨床カウンセラー・中井紀子氏  
 毎月第1～第4火曜日13:00～16:00  
**予** 人権室に電話で  
**人権相談**  
 ▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00  
 ▽毎週木曜日13:00～16:00

**場** 市役所5階相談室507  
**備** 当日直接  
**LGBT人権相談**  
 相談員 トランスジェンダー当事者  
 毎月第3水曜日17:00～20:00  
**予** 人権室に電話で  
**場** 上記いずれも市役所5階相談室507  
**人権電話相談**(1人30分)  
 毎月第2・4金曜日17:00～20:00  
**問** 人権室  
**TEL** 06-6992-1512

福祉の総合相談

**時** ①平日9:00～17:30  
 ②平日10:00～16:00(表の開催日時を除く)  
 ③平日(表のとおり)  
**場** ①市役所7階守口市社会福祉協議会  
 ②藤田事務所(藤田町4-20-1)  
 ③各コミュニティセンター  
**備** 当日直接  
**問** 守口市社会福祉協議会  
**TEL** 06-6992-2715

毎月	場所	3月
第1火曜日	西部	7日
第2火曜日	北部	14日
第4火曜日	八雲東	28日
第2木曜日	南部エリア	9日
第3木曜日	東部エリア	16日

**時** すべて 10:00～12:00

共通事項

**場** 課税課  
**持** 本人確認書類 運転免許証、健康保険証など(顔写真付きのものは1点、顔写真なしのものは2点の本人確認書類が必要)、前年度の納税通知書  
**問** 課税課資産税担当  
**TEL** 06・6992・1474

納税には便利な  
口座振替の利用を

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)の納税には、便利な口座振替をぜひ利用してください。

なお、令和5年度分口座振替の申し込みや変更は、3月31日(金)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。すでに利用している人は、自動継続されます。

また、納税課窓口でキャッシュカードのみで簡単に口座振替の登録手続きができます。詳細については問い合わせください。

**問** 納税課  
**TEL** 06・6992・1851

忘れていませんか市税の納付

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急

れた場合であっても、資格取得の届け出が必要な場合に該当した日までのさかのぼって発生します。このため、保険料も、資格取得の届け出が必要な場合に該当した月の分から発生します。

資格喪失の届け出が必要な場合

就職などで職場の健康保険に加入した場合  
 ・新たに職場の健康保険の被扶養者として認定される場合

**注** 資格喪失の届け出が必要な場合に該当しているにも関わらず、届け出を行わずに、引き続き国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、市が負担した保険給付費が請求されます。資格喪失の届け出を行うまでは、保険料を納付する必要があり、届け出後の精算により、納付額が超過する場合は還付の手続き、不足する場合は

納付してください。  
 納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差押、公売などを行っていくこととなります。

また、市税の納付催告に応じない滞納者に対し「大阪府域地方税徴収機構」への引継予告書を4月に順次発送します。

引継予告書を発送しても完納に至らなかった事案は、同機構において大阪府と共同し、徹底した財産調査を行い、差押や公売を実施するなど、より厳正な滞納整理を行うこととなります。

市税を滞納している人は、至急納付してください。

**問** 納税課  
**TEL** 06・6992・1852～1854

国民健康保険・後期高齢者医療  
平日夜間・休日窓口開庁

保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。

国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中来庁が難しい人は利用してください。

なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保

は不足分を納付してください。

**問** 保険課  
**TEL** 06・6992・1545

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金がある場合、市民の皆さんに電話で、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)での手続きをお願いすることは絶対にありません。こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

**問** 保険課  
**TEL** 06・6992・1545

除・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

**平日夜間** 3月20日(月)・23日(木)・24日(金)いずれも午後5時30分～8時  
**休日** 3月26日(日)午前9時～午後1時

**注** 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

**場** 問 保険課  
**TEL** 06・6992・1545

**場** 問 保険収納課  
**TEL** 06・6992・1537、1538

人権を考える映画会  
「こんな夜更けにバナナかよ」

**演** 大泉洋、高畑充希、三浦春馬 ほか  
**時** 3月12日(日)14:30(開場は30分前)  
**場** エナジーホール  
**定** 先着400人(要事前申し込み)  
**申** 受け付け中  
**備** 字幕あり  
**問** 人権室 **TEL** 06-6992-1512



3月分の納付はお早めに

令和4年度3月分の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納付期限は、3月31日(金)です。納付期限内に納付をお願いします。

納付期限を過ぎて保険料に未納がある場合は、督促状が發送されます。督促状の發送から10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受ける場合があります。

納付期限内の納付が厳しい場合は、電話や市役所窓口で納付の相談ができます。また、保険料の納付は口座振替が便利です。市指定の金融機関の窓口で手続きをお願いします。市指定金融機関への申請が困難な人は、市役所窓口でも申請が可能です。詳しくは市ホームページを確認してください。

**問** 保険収納課  
**TEL** 06・6992・1537～1538